

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成23年10月22日に提出すべき、平成23年9月分のD P Cデータの提出が遅滞したことから、平成23年12月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
関西医科大学附属滝井病院 (大阪府守口市文園町10番15号)	0.0020	平成23年12月1日から 平成23年12月31日まで
橋本市民病院 (和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1)	0.0020	
川島整形外科病院 (大分県中津市宮夫14-1)	0.0020	
N T T 西日本九州病院 (熊本県熊本市新屋敷1丁目17番27号)	0.0020	